

野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施
要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第211号

野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成29年野田市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
第8条第2項第3号を次のように改める。

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第8条第3項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

第10条第2項第3号を次のように改める。

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第10条第3項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

第13条第2項第3号を次のように改める。

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第13条第3項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

第16条第2項第3号を次のように改める。

(3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第16条第3項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和6年8月1日以後に対象講座の受講を開始する者について適用し、同日前に対象講座の受講を開始した者については、なお従前の例による。